あずまひろき通信

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

2017 年
8 月号

特集　マイナンバーを提供しないと、NISA が使えなくなる！？

NISA（少額投資非課税制度）を利用している方、NISA 口座を開設している金融機関にマイナンバーを提出していますか？　マイナンバーの提出をしないと、来年以降、NISA 口座を利用できなくなります。2018 年以降も NISA 口座を利用するには、以下の手続きが必要です。

[2018 年以降も同じ金融機関で NISA 口座を利用するには？]

2017 年 9 月 30 日までにマイナンバーを提出した場合	そのまま利用可能
2017 年 9 月 30 日までにマイナンバーを提出しなかった場合	マイナンバーの提出及び「非課税適用確認書の交付申請書」の提出が必要

NISA とは、NISA 口座内で購入した株式や投資信託などからの利益が非課税になる制度です。通常、一般の口座で株や投資信託などに投資した場合、配当や売買益等に対して 20.315%の税金がかかります。よって、売買利益が 10 万円あったとしても、手元に入るのは 79,685 円。それが NISA では非課税、つまり 10 万円すべてが自分の利益になるわけです。

NISA をこれからも利用したい人は、9 月 30 日までにマイナンバーの提出を忘れずにしてくださいね。

？ マネークイズのコーナー

自動車には加入が義務づけられている「自賠責保険」というものがあります。さて、この保険で被害者が亡くなったときに支払われる補償金額はいくらでしょうか？

１：1,000 万円
２：3,000 万円
３：1 億円

（答えは裏面にあります！）

今月のお知らせ

8 月はお盆シーズンと言われていますが、実は地域によって日程は異なるのです。大多数の地域では旧盆（8 月 15 日がお盆の中心）ですが、東京を含む一部の地域では新盆（7 月 15 日がお盆の中心）をしますし、また変わり盆という旧暦の 7 月 15 日にお盆をする地域もあります。あなたの住む土地やご実家では、お盆はいつ行われていますか？

コラム　年金の受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮！

老齢年金を受け取るために必要な条件が緩和されます。今までは、老齢年金を受け取るためには保険料納付済期間が原則 25 年以上必要でした。それが、2017 年 8 月 1 日より 10 年に短縮されます。保険料納付済期間とは、国民年金で保険料を納付した期間、厚生年金や共済組合などの加入期間、そして、国民年金の保険料免除期間などを合算した期間のことです。これらが合計 10 年以上であれば、老齢年金を受け取ることができるようになります。これまで期間が足りずに年金を受け取ることができなかった人にとっては、朗報でしょう。

しかし、年金の納付期間が短ければ、もちろん受け取る年金額も少なくなります。例えば自営業者で 20 歳から 60 歳までの 40 年間国民年金を納めた場合の年金額は、年額 779,300 円（2017 年 8 月現在）ですが、10 年間のみの場合はその 4 分の 1 の年額約 19.5 万円。これでは、老後の生活はかなり厳しいですね…。

今回の改正対象者には、黄色い封筒が 7 月上旬頃までに送付されているようです。年金を受給するには、自ら請求の手続きをしなければなりません。対象者は忘れずに手続きをするようにしてくださいね。

※上記は 2017 年 8 月現在の社会保険制度にもとづき作成しております。
詳細につきましては、所轄の年金事務所にご確認ください。

A　マネークイズの答え

正解：２　3,000 万円

自賠責保険の補償金額（上限額）は以下の通りです。

・被害者が亡くなったとき：3,000 万円
・被害者に後遺障害が残ったとき：4,000 万円
・被害者が傷害を負ったとき：120 万円

編集後記

【会社説明会】

先日、中途入社向けの会社説明会に先輩社員として出席しました！
パネラーとして色々な質問を受けましたが、入社の経緯や、仕事のやりがいなど改めて聞かれると、就活の面接を受けているような感覚で懐かしい気持ちになりますね。初心に帰る、良い経験でした！

発行
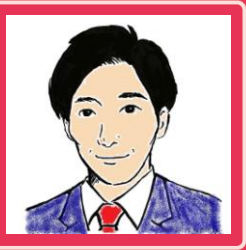
ソニー生命保険株式会社　新宿ライフプランナーセンター第２支社
〒151-8583　東京都渋谷区代々木 2-2-1 小田急サザンタワー10F
携帯電話：090-9676-1024　TEL：03-5358-1822
ライフプランナー　東宏樹（あずまひろき）